

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

(2018年9月1日から2019年8月31日まで)

株式会社 **鉄人化計画**

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tetsujin.ne.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「倫理規程」を設け、当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性を確保する体制を構築する。
- ② 取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- ③ 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- ④ 取締役は、上記のほか、監査等委員からの指摘等を受け、業務執行を行うこととする。
- ⑤ 使用人は、事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- ⑥ 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- ⑦ 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- ⑧ 「委員会規程」に基づき設置された各種委員会により、法令等遵守に関する規程の整備並びに「倫理規程」を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。
- ⑨ 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム（相談窓口）を委員会に設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会・監査等委員会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を、法令・定款、「文書保存・処分規程」及び「内部情報管理規程」等に基づき記録・保存し、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行う

ことにより、リスク管理体制を構築する。

- ② コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会（以下単に「委員会」）を設置し、委員会及び委員長の職務権限（グループ企業全体に対する指導権限を有する。）と責任を明確にした体制を構築・整備する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ② 取締役は、監査等委員から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査等委員に毎年提出する。
- ③ 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。
- ④ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- ② 当社は、「関係会社関連規程」等に基づき子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。
- ③ 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、実施状況等をまとめた報告書を監査等委員会並びに委員会に報告し、委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。
- ④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、経営管理本部長へ報告する体制とする。

(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員スタッフ」）については、経営管理本部長が監査等委員会と協議し、当該使用人の配置を協議のうえ決定するものとする。また、各監査等委員が内部監査担当者や管理部門などの業務執行に係る使用人に対して、監査等委員の職務の補助を一時的に依頼した場合についても、同様の体制とする。

② 監査等委員スタッフは、業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとする。

③ 監査等委員スタッフは、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとするが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に影響がなく監査等委員会の同意を得た場合については、当社の業務執行に係る役職を兼務することができるものとする。

④ 監査等委員スタッフに対する人事評価は監査等委員である取締役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員である取締役の同意を得るものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告できることとする。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査等委員会に報告する。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの監査等委員会への報告が、適切に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員への通報・報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該通報・報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要なでないことを

証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため適宜合会を持つ。
- ② 取締役は、監査等委員の職務の適切な執行のため監査等委員との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役は、監査等委員が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ④ 代表取締役・会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正し改善する体制を運用する。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

(13) 反社会的勢力の対応

当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

当社の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度におきましては、取締役会を16回開催し、取締役及び執行役員が業務の執行状況を報告し、議案の決議だけでなく経営に関する重要な事項についても審議を行っております。また、監査等委員会は13回開催され、独立・中立的立場から発言が積極的に行われております。

(2) リスク・マネジメント

当事業年度におきましては、取締役及び主要な役職者が出席する「リスク・マネジメント委員会」を10回開催いたしました。事業活動に係るリスクを毎年評価し、潜在的リスクについて分類・整理し、優先順位付けした上で対応を検討しております。また、全社的な事故・事件等の発生状況及び対応状況については毎月報告され、必要に応じて取締役会に報告しております。

このほか、内部監査室長が経営会議、リスク・マネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、その内容を迅速に監査等委員会に共有する体制を構築しております。

(3) 財務報告の信頼性の確保

当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を内部監査担当が、検証・モニタリングし、内部統制に不備等が発見された場合には、速やかに取締役へ報告し、取締役は内部統制体制の有効性を確保するための必要な処置・改善を行います。また、金融商品取引法に基づく財務報告にかかる内部統制の有効性の評価を行っております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 TETSUJIN USA Inc.
- (3) 主要な非連結子会社 (株)FM1

の名称

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と決算日が異なる連結子会社

連結子会社名

TETSUJIN USA Inc. 決算日 12月31日

連結計算書の作成にあたっては、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………個別法による原価法

そ の 他……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………当社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- ③ ポイント引当金……………顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの償却については、合理的に見積った期間(5年)で均等償却を行っております。
- (6) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

(連結損益計算書関係)

受取設備利用料等については、当連結会計年度の課題として掲げているカラオケ事業の進化の具現化策として、カラオケ店舗と飲食店舗のコラボ業態の店舗開発など店舗空間の一層の活用効率化を図る方針により、表示方法を営業外収益から売上高へ変更しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	131,590千円
土地	327,468千円
計	459,059千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	392,800千円
長期借入金	3,107,200千円
計	3,500,000千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,874,686千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

- (1) 発行済株式の種類 普通株式
- (2) 期末発行済株式の総数 8,232,200株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
4. 連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数
2018年11月27日 取締役会発行決議 ストックオプション 208,000株
2019年5月13日 取締役会発行決議 ストックオプション 10,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。資金運用につきましては、預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。デリバティブ取引は、一部の長期借入金の変動リスクを回避する目的で利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

非上場株式及び関係会社株式の投資有価証券につきましては、定期的に財務状況等の把握を行っております。また、差入保証金につきましては、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

短期借入金は主に運転資金、長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,321,138	1,321,138	—
(2) 受取手形及び売掛金	140,514	140,514	—
(3) 差入保証金	1,623,293	1,623,293	—
資産計	3,084,946	3,084,946	—
(1) 買掛金	124,956	124,956	—
(2) 未払費用	596,922	596,922	—
(3) 短期借入金	60,000	60,000	—
(4) 長期借入金	3,500,000	3,500,000	—
負債計	4,281,878	4,281,878	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

賃貸借契約満了により、将来回収が見込まれる差入保証金について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、当連結会計年度末において、国債の利回り等の利率がマイナスの場合は適用する割引率をゼロとしております。

負 債

(1) 買掛金及び(2)未払費用

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金及び(4)長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

短期借入金及び長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 70円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 21円69銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……………個別法による原価法

そ の 他……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) ポイント引当金……………顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、合理的に見積った期間(5年)で均等償却を行っております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

(損益計算書関係)

受取設備利用料等については、当事業年度の課題として掲げているカラオケ事業の進化の具現化策として、カラオケ店舗と飲食店舗のコラボ業態の店舗開発など店舗空間の一層の活用効率化を図る方針により、表示方法を営業外収益から売上高へ変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	131,590千円
土地	327,468千円
計	459,059千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	392,800千円
長期借入金	3,107,200千円
計	3,500,000千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,000,287千円
----------------	-------------

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	45,557千円
長期金銭債権	35,667千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	1,884千円
長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社との営業取引	－千円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引	630千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

(1) 自己株式の種類	普通株式
(2) 自己株式の数	476,600株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	381,272千円
未払事業税	7,999千円
未払事業所税	6,442千円
商品評価損	1,642千円
未払水道光熱費等	13,350千円
貸倒引当金	23,441千円
賞与引当金	12,674千円
前渡金評価損	4,116千円
売掛金	1,531千円
ポイント引当金	6,780千円
資産除去債務	72,309千円
減価償却超過額	302,988千円
減損損失	49,820千円
関係会社株式評価損	63,127千円
その他	8,822千円
繰延税金資産小計	<u>956,320千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	<u>△381,272千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△488,675千円</u>
評価性引当額小計	<u>△869,948千円</u>
繰延税金資産合計	<u>86,372千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	<u>△5,976千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△5,976千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>80,395千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.9%
住民税均等割	11.4%
評価性引当額の増減	△39.6%
その他	△5.5%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	△1.2%

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2019年8月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金*1	—	—	—	—	—	381,272	381,272
評価性引当額	—	—	—	—	—	△381,272	△381,272
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TETSUJIN USA Inc.	所有 直接100%	エンターテ インメント レストラン の運営	資金の貸付 *1	7,361	短期貸付金	21,826
						長期貸付金	35,667
				利息の受取	630	未収入金	1,191
				経費立替	2,161	立替金	22,539
	預り金	1,884					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については調達金利を勘案して利率を決定しております。

貸付金及び立替金に対し当事業年度において63,705千円の貸倒引当金を計上し、7,809千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 70円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 22円02銭 |

(重要な後発事象に関する注記)
該当する事項はありません。